

清瀬市特定空家等判定委員会条例（案）に対して提出された意見の概要および意見に対する市の考え方

令和2年4月1日から4月20日までの間、清瀬市特定空家等判定委員会条例（案）に対する意見募集を行った結果、1名の方から意見が提出されました。

そこでこれらの意見に対する市の考え方について、清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条及び第9条の規定により、次のとおり公表します。

No	項目	意見等の概要	件数	回答
1	全般	市内の空家の中で、小さくても庭のある空家については、家庭菜園のできる家として提供することはできないか、検討してほしい。	1	今回の清瀬市特定空家等判定委員会条例（案）については、防犯上などの理由から、適正に管理されていない空家を特定し、所有者に対し、適正に管理してもらうよう勧告・指導等を実施することを目的としています。 いただいたご意見につきましては、今後検討して参ります。